

自立支援プログラムのコードごとの参加者数等を、参考資料に掲載している。主なプログラムの参加者数は、平成20年4月～12月において、全国で、就労支援専門員を活用した就労支援プログラムに約3万3千人、年金受給に関する支援を行うプログラムに約2万人、債務整理等に関するプログラムに約1千6百人となっているところである。

ウ 生活保護受給者等就労支援事業について

平成17年度から、福祉事務所等とハローワークが連携して、就労意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、生活保護受給者等就労支援事業を実施している。

本事業の平成20年4月～12月の実施状況は、下表のとおりである。

【生活保護受給者等就労支援事業の実施状況（生活保護受給者分）】

	支援対象者数	就職者数	就職者の割合
19年度	9,919人 (2,611人)	5,315人 (1,651人)	53.6% (63.2%)
20年4月～12月	7,487人 (2,000人)	3,865人 (1,235人)	51.6% (61.8%)

※（ ）書きは、うち母子世帯の母に係る実施状況。
※都道府県別の実施状況について、参考資料に掲載。

また、平成20年度から新たに取組が始まった「就労支援プラン」の策定状況及び「職業準備プログラム」（職場体験講習・職業準備セミナー・個別カウンセリング・グループワーク）の実施状況は、下表のとおりである。

【就労支援プランの策定状況（生活保護受給者分・20年4月～12月）】

就労支援プランの策定者	1,163人（245人）
-------------	--------------

※（ ）書きは、うち母子世帯の母に係る策定状況。

【職業準備プログラムの実施状況（生活保護受給者分・20年4月～12月）】

職場体験講習実施者数	2人（0人）
職業準備セミナー受講者数	180人（22人）
個別カウンセリング実施者数	757人（130人）
グループワーク参加者数	14人（0人）

※（ ）書きは、うち母子世帯の母に係る実施状況。

本事業は、平成19年2月に政府がまとめた「成長力底上げ戦略(基本構想)」に基づき同年12月に当省が策定した『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』に位置付けられており、支援対象者の就職率を平成21年度までに60%以上に引き上げる目標が設定されているところである。

このため、平成21年度予算(案)においては、ハローワークに配置される就労支援ナビゲーターの増員(315人→334人)を図り、更なる体制強化を進めているところである。また、ハローワークにおいては、「就労支援プラン」の策定及び「職業準備プログラム」の実施についても、引き続きその取組を進めていくこととしている。(本事業の予算は、当省職業安定局及び職業能力開発局において計上。)

また、平成21年度からは、福祉事務所からハローワークへ支援要請する際の手続きをより簡素化するため、

- ① これまで、「福祉事務所総括コーディネーター」が各福祉事務所の要請書等を集約した後、これをハローワークのナビゲーターに送付していた点を、各々の福祉事務所の担当コーディネーターから直接ハローワークのナビゲーターに要請書等を送付することを可能とする
- ② 福祉事務所からハローワークに送付する「個人票A」の書式を大幅に簡略化する

こととしている。詳細については、平成20年度末までに発出する予定の通知を参照されたい。

本事業は、「福祉と雇用の連携」施策の中心となるものであり、被保護者の就労の実現に当たっては、福祉分野と雇用分野の緊密な連携が求められるところである。都道府県及び指定都市においては、都道府県生活保護受給者等就労支援事業協議会の場等を通じて都道府県労働局と連携を密にし、また、各福祉事務所においては、その地域を管轄するハローワークとの連携を密にしながら、本事業のより一層の効果的な実施について努力をお願いしたい。

エ 母子世帯に対する自立支援プログラムの取組の充実・強化について

母子加算が段階的に廃止される一方で、平成17年度の「高等学校等就学費」の創設、平成19年度の「ひとり親世帯就労促進費」の創設など、世帯の自立に向けた給付へ転換されたが、平成21年3月の母子加算の終了等に伴い、母子世帯の母に対する就労支援や母子世帯の子に対する高等学校進学のための支援など、母子世帯の自立に向けた支援が更に求められるところである。

このため、まず、各自治体において既に策定されている母子世帯が対象となる自立支援プログラムについて、母子世帯特有の課題への対応という観点や、これまでの母子世帯への適用実績から検討を行い、プログラムの内容に改善すべき点等があれば、プログラムの改訂を進められたい。また、母子世帯の自立支援に当たり必要なプログラムが整備されていない場合は、新たな母子世帯向けのプログラムの策定に早急に取り組まれたい。

次に、母子世帯の母へ就労支援を行うに当たっては、「ひとり親世帯就労促進費」の支給要件の一つに、「各自治体において策定されている就労自立支援に関するプログラムに参加（生活保護受給者等就労支援事業への参加を含む。）している場合」（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7の86）が規定されていることを踏まえ、支援を受ける者の意欲の喚起を図る観点から、原則、就労支援プログラム（生活保護受給者等就労支援事業を活用するプログラムを含む。）により支援を行うよう取り扱われたい。

なお、母子世帯の母の就労を支援する自立支援プログラムとして、

生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムや各自治体で雇用している就労支援専門員を活用するプログラムがある。これらのプログラムは、ハローワークの就労支援ナビゲーターや就労支援専門員が一時期に対応できる者の数に限りがあり、母子世帯の母が就労支援を希望する場合に、適時にプログラムに参加することができないことが考えられる。したがって、母子世帯向けの就労支援プログラムの整備に当たっては、就労支援を希望する母子世帯が適時にプログラムに参加できるように、支援体制の整備についてご留意願いたい。

オ 就労意欲喚起等支援事業について

これまでの就労支援策は、例えば、生活保護受給者等就労支援事業においては稼働能力を有する者や就労意欲がある者などを支援対象者の要件とするなど、基本的に就労意欲のある者を対象に行われてきたところである。

今後は、就労意欲のある者に加え、就労意欲の低い者についても、重点的に就労支援を行う必要がある。

そこで、平成21年度予算（案）においては、新たに、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者等に対する就労支援策を充実すべく、「就労意欲喚起等支援事業」を創設することとしている。

具体的な事業内容としては、

- ① 就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、既存の就労支援策へスムーズにつなげるための前段階として、就労意欲の喚起、生活能力・就労能力の向上のための支援
- ② 就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者等に対して、就労意欲の喚起から、職業訓練、職業紹介、就職活動、離職防止までの総合的な支援

を、地域資源であり専門的な経験・知識等を持つNPO法人や民間職業紹介事業者等に委託するなどして、効果的に実施するものである。

就労意欲喚起等支援事業実施要綱（案）

1. 目的

就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、就労意欲の喚起を図るための支援を行うことで既存の就労支援策へスムーズにつなげるとともに、既存の施策による就労支援が難しい被保護者に対しては、就労意欲の喚起から、職業訓練、職業紹介、就職活動、離職防止までの総合的な支援を行い、被保護者に対する就労支援策の更なる充実を図る。

2. 対象者

主に以下の者を事業の対象者とする。

- ①就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者
- ②就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者

3. 事業内容

以下の一部又は全部を実施する。

- ①就労意欲喚起のためのカウンセリングなど
- ②生活能力（生活習慣・社会マナーなど）向上のための訓練など
- ③就労能力（パソコン操作・機械操作など）向上のための職業訓練など
- ④職業紹介
- ⑤就職活動支援
- ⑥離職防止支援

4. 実施主体

都道府県及び市（特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。）

※NPO法人や民間有料職業紹介事業者等に委託可

5. 補助率

10/10

6. その他

事業規模に比して委託費用が著しく高いと判断される場合については、個別に事業内容の詳細を聴取する場合がある。

「就労意欲喚起等支援事業」の具体的な取組の参考として、釧路市、旭川市及び福岡県の実施例を以下に紹介する。

【釧路市】

概要

被保護者の自立を段階的に支援するため、NPO法人、社会福祉法人、財団法人、株式会社等の地域の社会資源が行っている取組に、被保護者をボランティアや就業体験として参加させ、社会参加活動を通じて仕事への理解と就労意欲の喚起を図る。（「就業体験的ボランティアプログラム」・「就業体験プログラム」・「就労移行型インターンシップ」等として実施）

委託する主な業務内容

13の事業のうち、主なものの業務内容は以下のとおりである。なお、記載している業務内容は、仕様書・委託契約書に定められているものではなく、実際に行われている内容を列挙したものである。

①就業体験的ボランティア事業（公園管理業務）

ボランティアとして、市内の公園内清掃、花壇除草、低木の刈り込み、落ち葉集め作業等を実施。

②就業体験的ボランティア事業（動物園環境整備業務）

ボランティアとして、レッサーパンダの餌の笹取り、落ち葉掃除、空き缶分別、餌の袋詰め等を実施。

③就業体験事業（知的障がい者作業所作業援助）

就業体験として、着物ほどこき、布の小物作り、封詰め等を、作業所の通所者とコミュニケーションを取りながら実施。

④就業体験事業（農作業実習）

就業体験として、野菜作り、除草、収穫等を実施。

⑤就労移行型インターンシップ事業

就業体験として、一定期間、リサイクル業を行う民間会社の業務の一部を体験。

事業者選定方法

随意契約による

委託先

13の事業について12の事業者に委託。主な事業の委託先は以下のとおりであり、他に、医療法人、生活協同組合、社会福祉法人に委託している。（20年度）

①就業体験的ボランティア事業（公園管理業務）

公園の管理を行う財団法人

②就業体験的ボランティア事業（動物園環境整備業務）

市動物園の管理を行うNPO法人

③就業体験事業（知的障がい者作業所作業援助）

知的障害者作業所を運営するNPO法人

④就業体験事業（農作業実習）

観光振興公社（株式会社）

⑤就労移行型インターンシップ事業

リサイクル業等を行う株式会社

委託額

13事業で、合計約595万円。主な事業の委託額は以下のとおり。（20年度）

- | | |
|---------------------------|-------|
| ①就業体験的ボランティア事業（公園管理業務） | 約81万円 |
| ②就業体験的ボランティア事業（動物園環境整備業務） | 約76万円 |
| ③就業体験事業（知的障がい者作業所作業援助） | 約45万円 |
| ④就業体験事業（農作業実習） | 約71万円 |
| ⑤就労移行型インターンシップ事業 | 約81万円 |

事業実績

19年度は、149名が延べ2,628回事業に参加。(うち22名が、その後に就労開始。)

なお、19年度と20年度では、事業数が異なり、また、事業の内容が異なるものがある。

【旭川市①】

概要

現在就労中であるが低収入のため転職を要する者、求職活動をしているが長期間にわたり就職に至らない者、保育所の活用等により就労が可能となる者等を対象に、就労意欲の喚起を図る。(「就労意欲促進プログラム」として実施。)

委託する主な業務内容

①就労意欲促進セミナー

職業適性検査、就職活動の仕方、自分にあった仕事の見つけ方、自己分析、就職によるメリット等を内容とするセミナーを3回(1回当たり2時間、計90名対象)実施。

②就労意欲促進カウンセリング

マンツーマン形式での就労相談、模擬面接、就職活動のロールプレイング等を内容とするカウンセリングを2回(計12名対象)実施。

③就労意欲促進体験

パソコンを活用しての文書作成や表計算等の紹介と実践、資格取得方法、訓練講座の情報提供等を1回(10名対象)実施。

④その他

セミナー等の開催日当日に会場の付近に託児用の和室を確保すること、セミナー実施に係る資料等を人数分用意することなど。

事業者選定方法

指名競争入札による

委託先

再就職支援事業を行っている民間事業者(20年度)

委託額

約55万円(20年度)

事業実績

19年度の参加者は、81名。(うち25名が、セミナー修了後就労開始・増収。)

20年度の参加者は、61名。(うち13名が、セミナー修了後就労開始・増収。)

【旭川市②】

概要

不就労期間が長期に及び社会復帰に消極的になっている者、就労経験に乏しい母子世帯の母である程度育児に手がかからなくなった者、引きこもりやニート等社会生活を営む上で自己管理の訓練が必要な者等を対象に、就労体験や社会参加活動を通じて生活の立て直し、自尊心の回復、就労意欲の喚起を図る。(「社会参加推進プログラム」として実施。)

委託する主な業務内容

前期・後期の2クールで計80名を対象に以下の業務を実施。

①カウンセリング

説明会と個別面談を実施。また、引きこもりやニートの者に対しては、必要時に家庭訪問(ケースワーカー同行)を実施。

②ボランティア活動

介護業務、障害者施設、農作業等のボランティアを週1回、最長3か月実施。

③就労体験

④研修

就労への意欲向上を図るため、ヘルパー業務などの実地見学や講座を開催。

(前期・後期で各1回)

- * 専任でコーディネート業務に携わる者(自立支援員)、相談専門員(週3回勤務)の人員配置を必須としている。(相談業務に当たる者は社会福祉士又は福祉業務経験3年以上の者等としている。)

事業者選定方法

公募型プロポーザル方式による

委託先

地域福祉事業を行う消費生活協同組合法人(事業の実施はNPO法人)

委託額

約589万円(20年度)

事業実績

20年度の参加者は、83名。

現在のところ、就労した者・就労支援プログラムに移行した者が4名、定期的にボランティア活動に取り組めた者が27名、引きこもり状態から脱した者が3名いる。

【福岡県】

概要

母子世帯の母や若年者等で、ハローワークを介した求職活動や既存の職業訓練では就労困難と判断される被保護者を対象に、求人に職業訓練をセットした就職支援事業を民間有料職業紹介事業者に委託して実施するもの。

委託する主な業務内容

(A事業)

事業対象者90名について、事業の開始時点であらかじめ受入可能企業を確保し、その企業への就労を目的とした職業訓練を実施することで採用を図るため、主に以下の業務を実施。

①就職の実現度を高めるための業務(キャリアカウンセリング、個人別就労計画の策定、教育訓練)

②職業紹介(受入先企業の開拓を含む。)による就職の実現を図る業務

* 委託料の支払い方法は成功報酬方式であり、その内容は以下のとおり。

①職業訓練の実施 1人105千円

②(ア)採用時又は試用期間後、社会保険に加入する場合 1人210千円
(イ)(ア)以外で月額総収入7万円以上の場合 1人105千円

(B事業)

A事業によって就労した者について、職場定着を図るため、主に以下の業務を実施。

①電話による定期状況確認

②定期的な面接指導・助言、職場調整

③担当のケースワーカーに対する報告及び対応協議

* 委託料の支払い方法は成功報酬方式であり、その内容は以下のとおり。

①採用後6か月を経過した時点で雇用が継続されており、社会保険に加入している場合(職場定着指導後、増収によって保護が廃止になった場合は、採用後6か月経過していない場合も同様の取扱い) 1人420千円

②①以外で月額総収入が7万円以上の場合 1人210千円

事業者選定方法

事業開始時は、公募型プロポーザル方式による

事業開始次年度以降は、随意契約による

委託先

厚生労働大臣の許可を受けた民間有料職業紹介事業者（同一の事業者にA事業・B事業を委託）

委託額

約1,166万円（19年度・実績）

事業実績

19年度の支援対象者数は72名、就職者数は17名（うち社会保険加入5名）、6か月雇用継続者数は7名（うち5名は、18年度の事業対象者で6か月雇用が継続した者）。

各自治体においては、上記の例を参照しながら、既存の就労支援メニューと併せて、就労支援策をより多角的に展開し、更なる就労支援の取組をお願いしたい。

カ 自治体の無料職業紹介事業について

職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の4の規定により、自治体は、厚生労働大臣に届け出ることによって、無料職業紹介事業を行うことができ、これにより自治体の就労支援策をより充実させることが可能である。実際の届出に当たっては、届出前に当該自治体の地域を管轄する都道府県労働局と調整の上、進めるようお願いする。

「職業紹介事業パンフレット（地方公共団体編）－許可・更新等マニュアル」（平成16年3月厚生労働省・都道府県労働局）の抜粋を参考資料に掲載しているのので、参照されたい。

なお、就労意欲喚起等支援事業の実施と職業安定法第33条の4の規定による届出の関係について、以下にまとめたので留意されたい。

【就労意欲喚起等支援事業の実施と職業安定法第33条の4の規定による届出の関係について】

職業安定法第33条の4の規定は、地方公共団体が、当該地方公共団体の区域内の住民の福祉の増進等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て無料の職業紹介事業を行うことができる旨定めている。（地方公共団体が無料職業紹介事業を行う場合は、厚生労働大臣への届出が必要になる。）

○職業安定法（昭和22年法律第141号）（抄）

（地方公共団体の行う無料職業紹介事業）

第33条の4 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

2 （略）

就労意欲喚起等支援事業では、地方公共団体の無料職業紹介事業を民間職業紹介事業者に委託して実施することを想定しているが、地方公共団体が民間職業紹介事業者に委託して無料職業紹介事業を行うことについては、当省職業安定局が平成19年10月に発行している「職業紹介事業の業務運営要領」において、次のように整理されている。

職業紹介事業の業務運営要領（平成19年10月厚生労働省職業安定局）

第10 地方公共団体の行う無料職業紹介事業

6 その他

（2）地方公共団体が民間職業紹介事業者に委託して無料職業紹介事業を行うことについて

イ 地方公共団体が、無料職業紹介事業の全部又は一部（例えば、求人・求職の受理のみを地方公共団体が行う場合。）を適正に許可を得た民営職業紹介事業者に委託することは可能である。

ロ また、地方公共団体が無料職業紹介事業の全部を適正に許可を得た民営職業紹介事業者に委託する場合には、地方公共団体は無料職業紹介事業の実施の届出を行う必要はないが、地方公共団体が、無料職業紹介事業の一部を適正に許可を得た民営職業紹介事業者に委託し、一部は自ら実施する場合は、地方公共団体において無料職業紹介事業の実施の届出を行う必要がある。

ハ なお、職業紹介事業の委託に対して委託費等が支払われている場合、受託する民営職業紹介事業者は、職業紹介に関し、対価を（地方公共団体から）徴収して職業紹介事業を行う者と考えられることから、有料職業紹介事業の許可を得ていることが必要である。

就労意欲喚起等支援事業の実施に当たり、厚生労働大臣への届出の必要性の有無について疑義がある場合は、適宜、当該地方公共団体の地域を管轄する都道府県労働局に照会されたく、また、無料職業紹介の届出を行う場合であっても、届出前に都道府県労働局と調整の上、

進めるようお願いしたい。

さらに、当初は、民間有料職業紹介事業者に無料職業紹介事業の全部を委託するとして事業設計をしている場合であっても、事業を実施していくに当たり、当初想定していなかった業務が地方公共団体に付加されることも考えられるので、事業開始後においても、必要に応じて、適宜、都道府県労働局と相談されたい。

なお、「職業紹介事業の業務運営要領」については、<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/syukai/index.html>で公表されているので、参照されたい。

キ 自立支援プログラムの事例集の作成について

自立支援プログラムの策定については、各自治体でおおむね進んでいるところであるが、一方で、実際にプログラムを活用して被保護者の自立を支援する取組については、あまり進んでいない自治体も散見される場所である。

また、平成20年8月1日に、総務省より当省に対して、自立支援プログラムの取組を中心とした「生活保護に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、その中では、当省の役割として、①福祉事務所のニーズを踏まえて、更に各自立分野にわたって多様な自立支援プログラムの例を示すこと、②その例において、プログラムの支援内容、実施の手順等を充実させること等が示されている。

これらの状況を受けて、当省では、先進的・効果的な自立支援プログラム等の取組を行っている自治体を、その規模別に抽出し、アンケート調査及び実地ヒアリングを行ったところであり、現在、それらの内容を取りまとめた事例集を作成しているところである。

当該事例集については、平成20年度末を目途に、各福祉事務所で活用できるよう必要部数を配布する予定であり、各自治体においては、平成21年度以降の自立支援プログラムの取組に当たり、参考とされたい。

なお、校正途中ではあるが、事例集の一部を参考資料に掲載している。

(2) 自立支援業務に関する研修の実施等について

生活保護の適正な実施、また、被保護者の自立支援の推進に当たっては、生活保護に携わる職員の資質向上が重要であることから、各自治体においては、引き続き、研修の積極的な企画・実施についてお願いしたい。

また、自立支援プログラムの策定・実施に関する研修を開催する場合は、先進的・効果的事例の紹介を積極的に行いたいと考えているので、相談されたい。

さらに、当省では、自立支援業務に関する研修を更に進めるべく、①平成21年度において新たに就労支援専門員に対する研修会を実施するとともに、②研修の企画・実施のための「自立支援に関する研修の手引き（仮称）」の作成を行うこととしている。

ア 就労支援専門員に対する研修の実施について

被保護者の就労支援を担う就労支援専門員は、平成20年4月現在、全国307自治体に529人が配置されており、被保護者の自立支援において核をなす存在となっているところである。

こうした状況を踏まえ、就労支援専門員による就労支援をより効果的なものとするため、平成21年度においては、全国の就労支援専門員を一堂に会して、行政に関する知識の取得、自治体間の情報交換、対人援助技術の取得等を内容とする研修会を、3日間程度で開催する予定としているところである。詳細については、おってお知らせする。

就労支援専門員には、自治体の非常勤職員又は嘱託職員が含まれているが、各自治体においては、就労支援専門員が当該研修会に参加できるようご配慮をお願いしたい。なお、研修会参加のための旅費については、セーフティネット支援対策等事業費補助金の対象となることを申し添える。

イ 「自立支援の手引き」と映像教材（DVD）の活用について

当省では、ケースワーカー等の資質向上に資するよう、平成20年

3月に、対人援助技術やケースワークに必要な基本項目を整理したケースワーカー等の自立支援業務に関するマニュアルとも言うべき「自立支援の手引き」と、面接相談業務に関する映像教材（DVD）「心の扉をひらく」を作成し、各都道府県・指定都市・中核市本庁を通じて、各福祉事務所に行き渡るよう配布したところである。これらの活用について引き続きお願いしたい。

ウ 演習形式による自立支援の研修の実施について

当省では、現在、都道府県・指定都市本庁が管内の福祉事務所のケースワーカー等を集めて研修会を実施すること、また、福祉事務所内で研修会を実施することを念頭に、都道府県・指定都市、福祉事務所職員自らが進行役となり、主に演習形式で対人援助技術等を習得できる研修手法について、「自立支援に関する研修の手引き（仮称）」として取りまとめているところである。

各自治体においては、「自立支援に関する研修の手引き（仮称）」等を活用しながら、自立支援業務の実践に資する研修の実施を進められたい。

就労意欲喚起等支援事業の実施について

